

介護保険料の納付は、 口座振替・自動払込等でお納め下さい！

- ★この封書は、安心・便利な介護保険料の **口座振替・自動払込** をお勧めするために作成したものです。
 - ★口座振替をご利用いただくと保険料が自動的に引き落とされ、金融機関等にお越しいただく手間がはぶけます。
 - ★手続きは、この封書を記入後ポストに入れるだけです。
なお、手続きはパソコン・スマートフォン等から行うことも可能ですので、詳しくは大阪市ホームページからご確認のうえ、お申込みください。
- ※口座振替を利用されていても、特別徴収の対象となった場合は特別徴収が優先されます。
特別徴収・・・支給される年金から保険料が差し引かれる方法

手続きは大変簡単です！

- ①封書表面に記載している「約定」をよくお読みください。
 - ②記入例を参考に、本人保管用の用紙（複写式）に必要事項を記入してください。
 - ③通帳届出印を鮮明に押印（１～３枚目）してください。
 - ④本人保管用（１枚目）の用紙をはがすと、封書部分に「のり」がついていますので、２つに折って貼りつけてください。
 - ⑤ポストに投函するか、金融機関等へお申し込みください。
- ※ゆうちょ銀行及び郵便局の窓口でのお申し込みの際は、この用紙は使用せず、窓口を設置してある用紙をご使用ください。

この依頼書でお申し込みができる金融機関	①全国の、みずほ銀行・りそな銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行 ②大阪市内で取り扱う金融機関（ゆうちょ銀行以外） ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫など ③大阪府下で取り扱う金融機関（ゆうちょ銀行以外） 「大阪市公金収納取扱店」の看板のある金融機関 ④ゆうちょ銀行（この依頼書での窓口申込不可）
振 替 日	★毎月末日です。 当日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。 （また、12月分保険料については、翌年の第1営業日になります。）
振 替 の 開 始 の 確 認	★お申し込み手続きが済みましたら、後日「口座振替（自動払込）申込み手続き完了通知」をお送りいたします。
引 き 落 と し の 確 認	★口座から引き落としした介護保険料の領収書は発行いたしませんので、 預貯金通帳への記帳により毎回の引き落としの確認をしていただく こととなります。 ★残高不足などの理由で引き落としができなかった場合は、翌月中旬 に「介護保険料口座振替不能のお知らせ」をお送りいたします。
ご不明な点がある場合	★お住まいの区の区役所介護保険の窓口までおたずねください。